

佐賀県の学校コードに係る付番方針について

「学校コードの取り扱いについて」に基づき、新たに学校コードを付与する際の付番方針を以下のとおり定める。

1. 学校番号の構造

学校コードの構成要素である学校番号（全7桁）の付番について、以下の通り各桁の番号を扱うこととする。

(第1桁から第3桁までの3桁の番号)

配付義務者が県の場合は、900とし、市町の場合は次の通り付番する。

佐賀市：201	吉野ヶ里町：327
唐津市：202	基山町：341
鳥栖市：203	上峰町：345
多久市：204	みやき町：346
伊万里市：205	玄海町：387
武雄市：206	有田町：401
鹿島市：207	大町町：423
小城市：208	江北町：424
嬉野市：209	白石町：425
神崎市：210	太良町：441

(第4桁、第5桁、第6桁及び第7桁)

第3桁までで区分される学校について、学校種ごと及び設置区分ごとに0001から順に付番する。

2. 学校コードの付与

学校コードについては、「学校コードの取り扱いについて」に基づき、本付番方針に従い付番した学校番号を基礎として文部科学省において付与するものを用いる。

3. 学校コードの変更

学校コードは、一旦付与した後は変更しないことが基本であるが、例外として、

- ① 学校番号以外の学校コードを構成する要素（学校種、都道府県番号、設置区分）に変更が生じた場合、
- ② その他、学校コードを運用する上で①に準ずる真にやむを得ない事由が生じた場合、
に該当する場合であり、学校コードを変更する必要があると思慮するときには、文部科学省に対し、
学校コードの変更の必要性について申し出ることとする。